

福祉用具購入に係る承認申請の廃止及び福祉用具購入費の受領委任払に関する契約について

大牟田市福祉課介護保険担当

令和8年3月16日

本日の説明事項

1. 福祉用具購入の取り扱いについて
2. 変更内容(3点)
3. 変更の目的
4. 手続きの注意点
5. 要綱改正
6. HP、申請書、Q&A

1. 福祉用具購入の取り扱いについて

介護保険福祉用具購入の取り扱い

福岡県大牟田市
2026年4月

要支援1、2または要介護1～5の認定を受けた方が、日常生活の自立を助けるためや、介護者の負担を軽くするために必要な福祉用具で、かつ福祉用具購入費の支給対象となる種類（特定福祉用具）を、特定福祉用具販売事業者として県等に指定を受けた事業者から購入した場合、その費用の一部が福祉用具購入費として支給されます。



1. 対象となる福祉用具

種目	内容	使用が想定しにくい状態・要介護度 ※1
①腰掛便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの	・座位保持ができない ・つかまらないで歩行でき

2. 変更内容

令和8年4月1日から次の3点を変更します。

- ① 福祉用具購入に係る事前承認申請の廃止
- ② 「福祉用具が必要な理由書」
➡ 「福祉用具販売計画書」の提出への変更
- ③ 福祉用具購入費の受領委任払に関する契約の終了

※住宅改修の取り扱いに変更はありません。

2. 変更内容

① 福祉用具購入に係る事前承認申請の廃止

【現行】

事前承認申請 ➡ 承認 ➡ 購入 ➡ 支給申請

【変更後】

購入 ➡ 支給申請のみ

※事前承認申請は不要

2. 変更内容

② 「福祉用具が必要な理由書」

➔ 「福祉用具販売計画書」の提出への変更

【現行】承認申請

- 福祉用具承認申請書
- 福祉用具が必要な理由書
- 福祉用具のパンフレット等

【現行】支給申請

- 福祉用具支給申請書
- 福祉用具購入サービス提供証明書（領収書）
- 設置後の写真

【変更後】支給申請

- 福祉用具支給申請書
- 福祉用具販売計画書
- 福祉用具購入サービス提供証明書（領収書）
- 福祉用具のパンフレット等
- 設置後の写真
- その他

2. 変更内容

③ 福祉用具購入費の受領委任払に関する契約の終了

【現行】

- 大牟田市と事業者が受領委任払契約を締結
➡ 契約事業者のみ受領委任払いが利用可能

【変更後】

- 受領委任払い契約は不要
➡ 「福岡県、福岡市、北九州市又は久留米市のいずれかにより
特定福祉用具販売事業者として指定を受けている者」は受領
委任払い利用可能

3. 変更の目的

● 変更の目的

- 利用者への迅速なサービス提供
- 事務負担の軽減
- 介護保険制度の標準化対応

4. 手続きの注意点①

- 生活保護受給者 → 購入前に保護課への申請が必要
- 介護保険料滞納者 → 支給できない場合がある
- 上限(1年間に10万円)超過 → 超過分は自費となる

4. 手続きの注意点②

- 特別な機能の付いた用具

- ➡ 必要性を十分に検討し、福祉用具販売計画に記載

- (※必要性が認められるか判断できない場合 ➡ 購入前に大牟田市に確認)

- 部品のみ購入、同一種目の購入 ➡ 購入前に大牟田市に確認

5. 要綱改正

今回の変更について、要綱を改正します。

「大牟田市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修の支給に係る受領委任払に関する要綱」

【現行】

第4条 （受領委任払契約の締結）

第5条 （サービス事業者）

第6条 （利用の承認）福祉用具購入費等

【改正後】

第4条 （特定福祉用具購入費受領委任払い対象事業者）

第5条 （住宅改修費受領委任払い対象事業者）

第6条 （利用の承認）住宅改修費

6. HP、申請書、Q&A

実際の画面で説明します。